

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の
整備に関する省令（概要）

1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

(1) 心理的な負担の程度を把握するための検査等関係

① 産業医の職務

産業医の職務に、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施等に関することを追加する。

② 検査の実施等に係る規定の整備

検査の実施時期（1年以内ごとに1回、定期）、項目（ストレス要因、ストレス反応、周囲の支援の3領域）、実施者（医師又は保健師のほか、一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士）、結果の記録の作成・保存等について定める。

③ 検査結果の集団ごとの分析等

事業者は、医師等の実施者に、検査の結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させるとともに、その結果、必要に応じ、その集団の労働者の実情を考慮して、業務の軽減等の適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

④ 検査結果に基づく面接指導の実施等に係る規定の整備

面接指導の対象労働者の要件（ストレスの程度が高い者等）、医師等の実施者による面接指導の申出の勧奨、面接指導を行う医師の確認事項（勤務の状況や心理的な負担の状況等）等について定める。

⑤ その他の事項

検査及び面接指導の実施状況等を所轄労働基準監督署長に報告させる。

(2) 特別安全衛生改善計画関係

① 計画の作成指示の対象となる重大な労働災害は、死亡災害又は障害等級1級～7級の障害に該当するものが生じたもの若しくは生じるおそれのあるものとする。

② 計画の作成を指示する場合は、重大な労働災害を発生させた日から起算して3年以内に、他の事業場において、同様の重大な労働災害を発生させた場合であって、いずれも、労働安全衛生法等の関係法令に違反して発生させた場合とする。

2 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）の一部改正

外国機関の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち外国機関が負担すべき旅費相当額の細目について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）の規定の例によること等を定める。

3 施行日

平成27年6月1日

（ただし、1の(1)については、平成27年12月1日。）